



# 伝統工法体験学習会 開催される

7月17日(水)に高岡建築高等職業訓練校のご尽力のもと令和6年度伝統工法体験学習会が開催され、県下各訓練校指導員や訓練生を中心の43名が参加しました。

当日は高岡市の山町筋にある河合家での改築について舟木工匠代表の舟木聡史氏(射水支部)から説明を受けた後、近隣の重要文化財菅野家住宅へ移動し、住宅内を見学しました。その後、著名な建築家である谷口吉生氏の設計による高岡市広小路の富山新聞高岡会館に移動し、担当者から説明を受け、施設を見学しました。

午後からは中能登町へ移動し、水見の藤岡社寺建築が新築工事に携わっている鷹王山長楽寺へ赴き、代表の藤岡和嘉氏(氷見支部)より説明を受けました。

その後、羽咋市の曹洞宗の古利、洞谷山永光寺へ向かい、同寺の開山の由来、歴史や本堂、山門、僧堂など建物の説明を住持から受けました。



藤岡社寺建築現場



舟木工匠現場

# 第31回全国青協交流集会 に参加しました

先日、7月7日(日)8日(月)に第31回全国青協交流集会in金沢(参加者190名)に参加してまいりました。地元石川の青年部の方々は、ま

だまだ地震の影響もある中で地元開催を盛り上げようと、24名もの参加者を集めておられました。隣県の富山県とい

たことが強く伝わる時間でした。これはその場にいた全国の仲間達にも強く記憶の中に残ったことだと思えます。

改めて、未曾有の大災害というものは決して他人ごとではなく、常に自分たちにも起こりえることだと再認識させられました。

前全国幹事の梧桐さんも輪島市での応急仮設住宅での体験談を熱く、全国の仲間たちの前で語ってくださいました。

交流企画では参加者全員が持ち寄った写真、動画などを集め編集し、「SNSの活用について」をグループごとにわかれ意見を話し合いながら交流を深めました。

2日目は心配された天候も持ちこたえ、兼六園の見学、和菓子手作り体験にも参加し大変実りのある事業であったと感じました。



1日目の会議冒頭では、地元石川県輪島市の青年部の方が、1月1日の地震がおきた当時の状況、その後を生々しくも涙ながらに語ってくれました。このお話はメディアなどでは絶対に感じ取れることなく、自分では想像もつかないぐらいの悲惨な状況であっ

たこと、青年部協議会議長 川波 貴之

飯田です。水橋の自慢の建物といえど、令和4年9月にできました富山市水橋会館が思い浮かび、ペンをとりました。

水橋の真ん中を流れる白岩川。あの火流しで有名な橋祭りの河畔に商工文化会館があったわけなんです。河川の氾濫に対する防災対策として護岸工事が施工され結果的に商工文化会館は取り壊しの運命をたどりませんでした。

そして、あいの風とやま鉄道水橋駅の程近くに明るい開放的な交流ホールや会議室、体育館としても利用可能な多目的ホール、さらに子育て支援センター機能を持つ児童館を併設し、加えるに富山市北商工会の水橋支部の窓口業務も兼ね備えて、幅広い年齢層の皆様が気軽に立ち寄れる複合施設となつて久々の水橋の顔としてお披露目しました。

施設の概要としては、鉄骨造一部SRC造平屋建て、建設面積4599㎡、54台の駐車場を備えています。

富山地協水橋支部 飯田 政浩

## わが町、在所の ふるさと自慢



水橋会館 (富山市水橋地区)

## インタビュー 棟梁に聴く

### ゆくゆくは後進の育成に携わってみたい

富山地協 大沢野支部  
金垣 恭史さん(44歳)



は個人で仕事を依頼されるようになり、工務店に在籍しつつ、親方に断りを入れて休みをもらい、請け負っていた。1軒まるまる手がけたのは28歳の時の親戚の家。建前以外は完全に自分一人だけで最初から最後まで建て、親方に作業所を借りて墨付けや刻みを行った。当時は無我夢中で、大変さを感じる間もなく終わった。

一通りの経験を積みだすと、一人で立ち回れるようになる。現場に大工が少ないので、こうして後進を育てることは地域にとっても有意義なことだと思ふ。努力は当然のことながら、自分ができる範囲で仕事の楽しさやおもしろさを感じ、人の期待に応えられる大工になってくれたら嬉しい。

Q 大工になった経緯を教えてください。  
A 高校卒業後、職業学院で2年間学び、その後地元で工務店で修行を始めた。10年間の修行の後、30歳で独立した。祖父と曾祖父が大工で、当時の知る親戚からは「継いでくれてありがとう」と、感謝されたが、物心つく頃には祖父は既に引退していたため大工としての姿は残念ながら覚えていない。しかし小さい頃は大工になりたかった。家族に言っていたようなので、大工というものに何か思い入れがあったのかも。

Q 後進の育成については？  
A ゆくゆくは後進の育成にも携わってみたいと思いがあ



▲古民家リフォームのO邸(H29.4)。耐震補強し、安全で快適な住まいに。立派な梁に吹き抜け天井が開放的。ライフスタイルに合わせて不要な部分は減築した。

## フルハーネス・丸のこ特別教育、 木建作業主任者技能講習の開催



フルハーネス型墜落制止用器具、丸のこ等取扱い作業従事者の特別教育と木造建築物の組立て等作業主任者技能講習が下記のとおり県連合会館で開催されました。

研修名	開催日時	受講者数	前年度受講者数
フルハーネス特別教育	5月17日(金)	30人	28人
丸ノコ特別教育	7月4日(金)	13人	22人
木建作業主任者技能講習	6月6日(木)~7日(金)	18人	22人

### シニアの会 視察研修会を開催

シニアの会視察研修会が4月25日(木)開催され27名が参加しました。

研修先は福井県越前大野市で市内の古い町並を散策しました。また越前大野への途中また帰途には、黒龍酒造が手掛ける複合施設「ESHKOTO」、道の駅「恐竜」や羽二重餅の古里に立ち寄り、清酒や特産品などの土産を購入するなど参加者それぞれが好天のもと、親睦を深めました。



### 全建総連 第40回全国青年技能競技大会 勉強会・予選会

全建総連第40回全国青年技能競技大会出場に向けての県連勉強会が5月26日(日)、県連予選会が6月16日(日)に(株)畑山大工の畑山正喜氏が講師となり4名が参加して開催されました。

競技課題は従来と同様の四方転び踏台で、予選会では根塚会長、宮永教育指導委員長、畑山講師が審査の結果、石田肇氏(可

西大工)、窪田宇透氏(舟木工匠)の2名を9月14日(土)から16日(月)に愛媛県松山市の愛媛県武道館で開催される第40回全国青年技能競技大会に派遣することとしました。

県連では、この後、大会に出場する2名を対象に、7月28日(日)と9月1日(日)に練習会を行い、本戦に備えます。



### シニアの会 第38回パークゴルフ大会 高木嘉則氏(西高岡)が優勝

開催日時: 令和6年4月25日(木)  
開催場所: 下村パークゴルフ場  
参加人数: 25人



シニアの会第38回パークゴルフ大会が開催されました。当日は晴天のもと、25名の選手が参加し、「とねりこA」「とねりこB」「わかば」の3コースで技を競い合うとともに、親睦を深めました。

- 優勝 高木 嘉則(西高岡) スコア77
- 次勝 畠山 光夫(西高岡) スコア87
- 3位 松田 昇(高岡南) スコア87



### 2025年度国保組合 予算確保に向けた要請行動

2025年度に向けた国の予算編成が始まる時期となったことから、厚生労働省が作成する概算要求に国保組合に対する現行補助水準が確保されるよう、地元国会議員(野上浩太郎参議院議員)へ支援要請を行った後、日比谷野外音楽堂で開催された「全建総連7・12予算要求中央総決起大会」に参加し、国に対する請願を採択。のうえ、全国の仲間とともに団結・取組むことを確認しました。



「要請書」を野上浩太郎議員へ手渡す  
要請内容を説明する丸田理事長と根塚会長

また今年も、中央総決起大会と合わせて全建総連が主催する厚生労働省への要請行動にも参加し、丸田理事長より能登半島地震で被災した組合員への保険料減免を実施した国保組合に対する公的支援が実施されるよう直訴しました。

全建総連からの請願 ▶ 丸田理事長から国へに対する厚生労働省国保課長からの答弁 減免への支援を要請

また、国庫補助の現行水準確保のため「組合員一人2枚運動」として取組んだ要請ハガキ6,736枚を

令和6年度 コンプライアンス体制 第284回理事会(5月21日開催)において、2月の通常組合会で承認された「富山県建設国民健康保険組合法令遵守実戦計画」に基づき、令和6年度のコンプライアンス体制を決定しました。

法令遵守担当理事  
田知本亮常務理事  
情報セキュリティ責任者 山本芳晴事務局局長  
情報セキュリティ管理者 水橋有美給付係長  
機密文書管理統括責任者 山本芳晴事務局局長  
機密文書管理責任者 水橋有美給付係長

### 第三者行為について

●次のような場合は「第三者行為」に当てはまります

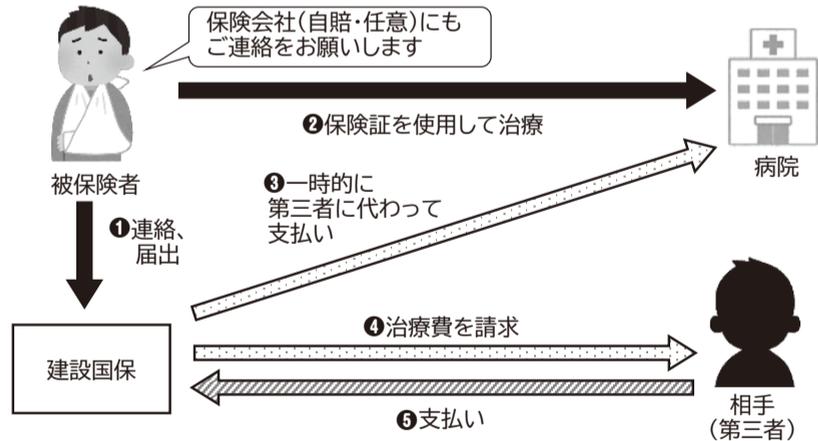


- ・相手がいる交通事故(歩行、自転車、バイク含む)
- ・他人の飼い犬やペットに噛まれてのケガ
- ・危害を加えられて生じたケガ(ケンカ等)
- ・落下物によるケガ
- ・飲食店での食事で食中毒になったとき

第三者行為(相手がいるケガ等)が発生し、保険証を使用して医療機関を受診する場合には、建設国保への連絡が必要です。

本来、交通事故等で病院へかかった治療費は加害者が支払うべきものであり、それを建設国保が立て替えて支払うにすぎないので、建設国保ではその治療費を加害者に請求する手続きを行っています。

●交通事故を例に流れを図解



※①と②が逆になってしまった場合も、建設国保へはご連絡をお願いします。

※ただし、業務中の事故などの労災や故意の事故、ケンカの場合は保険証を使えないことがあります。  
※また、保険証を使用して治療を受けた際に、相手(第三者)から医療費を受け取ったり示談をしたりすると、建設国保が医療機関へ支払った医療費を第三者に請求できなくなることがあります。示談は、事故治療の終了又は症状が固定した後に行う必要がありますので、示談の前には必ずご連絡・ご相談ください。

●次のような場合は「第三者行為」ではありません



- ・電柱などに衝突した自損事故(歩行、自転車、バイク含む)
- ・自分の飼い犬やペットに噛まれてのケガ
- ・転倒でのケガ

※労災の紛れ込み防止や第三者行為対策として、建設国保では傷病原因の照会を行っています。照会がきたときは、正直に記入し、期限までにご提出ください。

